

事 務 連 絡

平成23年10月28日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室

「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」に係る  
市区町村への周知について

平素より当室の業務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成23年10月28日付け総行給第40号）（以下「総務副大臣通知」という。）において、貴都道府県内の市区町村に対しても周知いただくようお願いしているところです。

地方公務員の給与等については、国民・住民の関心が高いことから、各地方公共団体の議会が期待されている機能を果たし、十分に審議の上、決定すべきものであると考えています。

そのため、昨年度に引き続き、各都道府県議会議長及び各指定都市議会議長に対しても、総務副大臣通知を発出することとしました。

これらを踏まえ、貴課におかれては貴都道府県内の市区町村議会に対しても総務副大臣通知を周知いただくようお願いいたします。

**【担当】**

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室給与第一係、給与第二係

電話（直通）03-5253-5549